

第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する意見募集について

市では「老人福祉法」・「介護保険法」に基づき、生きがいつくり、介護や生活支援に関するサービスなど高齢者をとりまく状況を広く捉え、高齢者が住み慣れた地域において自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを推進するため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

つきましては、栗東市パブリックコメント実施要綱に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

1. 案件名

第9期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

※国による介護報酬改定等を反映したものとするため、現時点においては、介護給付費の見込額や介護保険料等を記載していません。

2. 意見募集及び提出期間

令和5年12月22日（金） 午前8時30分 から
令和6年 1月21日（日） 午後5時15分 まで

3. 案件の内容

高齢者全般にわたる総合的かつ計画的な推進を図るための高齢者福祉計画、ならびに介護保険事業計画

4. 案件の公表場所

市ホームページ、長寿福祉課窓口（市役所1階）、市役所情報公開コーナー（市役所1階）、
各学区コミュニティセンター

5. ご意見の提出方法

所定の意見書（別紙様式1）により提出ください。

長寿福祉課へ持参、郵送、ファックスまたはEメールにて受け付けます。郵送の場合は下記の提出先にお送りください。（令和5年1月21日の午後5時15分までに到着分を有効とします）

※電話でのご意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

■郵 送： 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所 長寿福祉課 パブリックコメント担当 宛

■ファックス： 077-551-0548

■Eメール： choju@city.ritto.lg.jp

■持 参： 栗東市役所 長寿福祉課 まで

午前8時30分より午後5時15分まで

<土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

6. 意見提出者の資格

- 栗東市内に在住、在勤、在学の方。
- 栗東市内に事業所または事務所を有する個人、法人、その他の団体。
- その他、パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する方。

7. いただいた意見の取り扱い

- 提出いただいたご意見は内容を整理した上で、これに対する市の考えとともに後日公表します。
- 個々のご意見に対して直接回答はしませんので、予めご了承ください。
- 意見募集結果公表の際は、ご意見の内容以外は公表しません。
- 抽象的な要望や具体的な検討ができないものなどには、市の考えを示さないことがあります。
- ご意見に含まれる個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、個人を特定することができる情報）は、栗東市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

8. その他

- ご意見の提出には必ず、住所、氏名、電話番号、ファックス番号を記載してください。
また、氏名には必ずふりがなをつけてください。
- 栗東市内に住所を有しない場合は、勤務先または所属名称をご記入ください。
- ご意見は、原則として所定の意見書（別紙様式1）により提出してください。
※正確にご記入のない場合は、意見として取り扱いかねますので予めご了承ください。